

政府の新成長戦略「医療ツーリズム」（日本）

1. 「医療ツーリズム」とは？

海外から、病気の患者や医療サービスを受けたい人などを受け入れて、先端医療などを提供する仕組みです。医療技術や先端医療機器だけではなく、宿泊施設や通訳の手当てなども大事な要素です。

日本の医療技術は世界的に高い評価があるものの、「医療」と「旅行」を掛け合わせた仕組みの発想が乏しかったため、日本では「医療ツーリズム」の考え方は、根付いていませんでした。

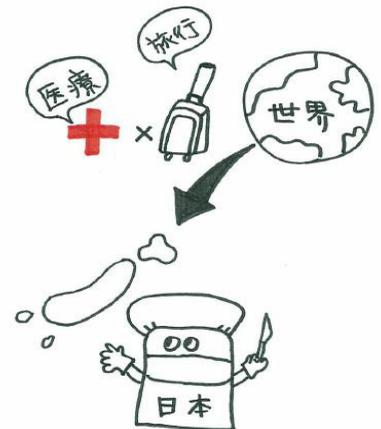
2. 最近の動向

政府は今年6月にまとめた新成長戦略のなかで、「医療ツーリズム」を目的とする「医療滞在ビザ(査証)」の考え方を盛り込みました。そして、この度、この概要を固めて発表しました。

注目点は、滞在期間を現行の「短期滞在ビザ(観光ビザ)」の最長90日間に対して、最長6カ月間にする。そして一度、「医療滞在ビザ」を取得すれば、3年以内の期間は出入国を繰り返すことが可能な点です。

この対象の医療サービスは、先端医療から人間ドックに至るまで、原則として全ての分野としています。

2011年1月から「医療滞在ビザ」の発給を始め、必要に応じて制度を見直す方針です。



3. 今後の展開

今回発表された「医療滞在ビザ」の2011年の発給目標は1,000件と言われています。特に近隣アジアの富裕層からの需要が高まると見込んでおり、政府と民間の協力により、今後発給数を増やす戦略が打ち出されそうです。また、こういった動きは間接的に日本の技術や高度な医療機器の売込みにも有効です。「医療ツーリズム」の促進は、海外への輸出力も併せて強化することができるのです。

現在、「医療ツーリズム」はタイなどアジアの国々が先行しています。タイは最長一年で何度でも出入国が可能なビザを発給しています。その結果、医療を目的に、年間100万人以上の人々が海外から訪れています。シンガポールやインド、韓国なども最長2年間の滞在を認めるなど、「医療ツーリズム」に積極的です。

観光立国を目指す日本にとって、美しい観光地や美味しい食べ物だけではなく、世界に誇る医療サービスもまた、海外の人を日本に呼び込む大きな原動力となるのです。

弊社マーケットレポート

検索!!

2010年12月17日【デイリー No.776】米国・日本・ユーロ圏の雇用関連統計(11月)～ユーロ圏も2011年には失業率の上昇に歯止め～

2010年11月11日【キーワード No. 444】APEC首脳会議の注目点「TPP」(日本)

☆本日の「マーケット・キーワード」のラジオ番組放送内容は、こちら!! ☆

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。

【投資信託商品についてのご注意(リスク、費用)】

●投資信託に係るリスクについて

投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象としているため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額は変動します。基準価額の変動要因としては、有価証券の価格変動リスク、金利や金融市場の変動リスク、十分な流動性の下で取引が行えない流動性リスク、有価証券の発行体の信用リスク等、及び外貨建て資産に投資している場合には為替変動リスクがあります。したがって、お客さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

●投資信託に係る費用について

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

◆直接ご負担いただく費用・・・申込手数料 上限3.675%(税込)

・・・換金(解約)手数料 上限1.05%(税込)

・・・信託財産留保額 上限0.5%

◆投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・信託報酬 上限1.995%(税込)

◆その他費用・・・監査費用、有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等を信託財産からご負担いただきます。また、投資信託証券を組み入れる場合には、お客さまが間接的に支払う費用として、当該投資信託の資産から支払われる運用報酬、投資資産の取引費用等が発生します。これらの費用等に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定しますので、予めその上限額、計算方法等を具体的には記載できません。

※なお、お客さまにご負担いただく上記費用等の合計額、その上限額および計算方法等は、上記同様の理由により具体的には記載できません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、三井住友アセット マネジメント株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております(当資料発行日現在)。投資信託に係るリスクや費用は、それぞれの投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に投資信託説明書(交付目論見書)や契約締結前交付書面等を必ずご覧ください。

三井住友アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第399号

加入協会:(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会

■この資料は、情報提供に限定したものととして、三井住友アセットマネジメントが作成したものであり、特定の投資信託・生命保険・株式・債券等の売買を推奨・勧誘するものでもありません。■この資料に基づいてとられた投資行動等の結果については、三井住友アセットマネジメントは一切責任を負いません。■この資料の内容は発行日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■この資料は、三井住友アセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■この資料におけるデータ・分析等は過去の一定期間の実績に基づくものであり、将来の投資成果及び市場環境の変動等を保証もしくは予想するものではありません。■この資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者許諾者に帰属します。



三井住友アセットマネジメント株式会社